

(資料1)
国総建第号
国総振第号
国住生第号
平成17年7月14日

(社)日本建設業団体連合会会長 殿
(社)日本土木工業協会会長 殿
(社)建築業協会会長 殿
(社)全国建設業協会会長 殿
(社)日本建設業経営協会会長 殿
(社)全国中小建設業協会会長 殿
(社)住宅生産団体連合会会長 殿
(社)全国解体工事業団体連合会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

国土交通省総合政策局建設振興課長

国土交通省住宅局住宅生産課長

建設工事を実施する上での石綿の取扱について

最近、石綿を取り扱う企業の従業員等に、石綿による健康障害が発生していることが明らかにされ、社会的な問題になっているところです。

建設工事を実施するに当たっての石綿の取扱については、「大気汚染防止法」(昭和四十三年六月十日法律第九十七号)、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)、「労働安全衛生法」(昭和四十七年六月八日法律第五十七号)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成十二年五月三十一日法律第百四号)等の関係法令により規定されているところです。

貴団体におかれては、建設工事における石綿による健康障害防止等を一層推進するため、上記関係法令の遵守により石綿の適正な取扱に万全を期すよう、傘下会員に対して周知徹底方御協力お願い申し上げます。

事務連絡
平成17年7月14日

(社)日本建設業団体連合会 御中
(社)日本土木工業協会 御中
(社)建築業協会 御中
(社)全国建設業協会 御中
(社)日本建設業経営協会 御中
(社)全国中小建設業協会 御中
(社)住宅生産団体連合会 御中
(社)全国解体工事業団体連合会 御中

国土交通省総合政策局建設業課
国土交通省総合政策局建設振興課
国土交通省住宅局住宅生産課

建設工事を実施する上での石綿の取扱いについて

標記については、平成17年7月14日付国総建第 号、国総振第 号、国住生第 号で通知しているところですが、石綿を初めとする建築物等に一般的に使用されている有害物質等の確認方法及び処理方法等について網羅的にまとめた「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い(編集:建設副産物リサイクル広報推進会議)」を送付いたしますので、貴団体におかれては、建設工事を実施するに当たって、石綿が適正に取り扱われるため、傘下会員に対して周知していただきますようご連絡いたします。

なお、上記「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」については、国土交通省リサイクルホームページ(URLは以下を参照)へも、まもなく掲載いたしますので、併せてご活用いただきますようご連絡いたします。

国土交通省リサイクルホームページ:

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/refrm.htm>

問い合わせ先 国土交通省総合政策局建設業課 仙波(せんば)
東京都千代田区霞が関2-1-3
TEL 03-5253-8111(内線24-744)
FAX 03-5253-1553

国 総 建 第 号
平成17年7月14日

都道府県担当部(局)長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

建設工事を実施する上での石綿の取扱いについて

最近、石綿を取り扱う企業の従業員等に、石綿による健康障害が発生していることが明らかにされ、社会的な問題になっているところです。

建設工事を実施するに当たっての石綿の取扱いについて、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）においては、対象建設工事の受注者は正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならないとされているとともに、同法施行規則において、吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下、「付着物」という。）の有無の調査及び付着物の除去と特定建設資材の分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずることとされております。

貴職におかれては、建設工事における石綿による健康障害防止等を一層推進するため、建設リサイクル法その他石綿の取扱いに関する関係法令の遵守による石綿の適正な取扱いについて、遺漏なきよう措置されたく御協力お願い申し上げます。

また、この旨貴管下市町村に対し、周知徹底方併せてお願い申し上げます。

事務連絡
平成17年7月14日

都道府県担当部局 御中

国土交通省総合政策局建設業課

建設工事を実施する上での石綿の取扱いについて

標記については、平成17年7月14日付国総建第 号で通知しているところですが、石綿を初めとする建築物等に一般的に使用されている有害物質等の確認方法及び処理方法等について網羅的にまとめた「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い（編集：建設副産物リサイクル広報推進会議）」を送付いたしますので、貴機関におかれては、建設工事を実施するに当たって、石綿が適正に取り扱われるため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づき対象建設工事の届出をされた方に周知していただきますようご連絡いたします。

なお、上記「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」については、国土交通省リサイクルホームページ（URLは以下を参照）へも、まもなく掲載いたしますので、併せてご活用いただきますようご連絡いたします。

国土交通省リサイクルホームページ：

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/refrm.htm>

また、この旨貴管下市町村に対し、周知方併せてお願い申し上げます。

問い合わせ先 国土交通省総合政策局建設業課 仙波（せんば）

東京都千代田区霞が関2 - 1 - 3

TEL 03-5253-8111（内線24-744）

FAX 03-5253-1553